

(参考)

令和8年5月22日厚生労働省発社援0522第13号による一部改正後の内容で参考のため作成したものである。

厚生労働省発社援第0331011号  
平成20年3月31日

第1次改正～第33次改正  
(省略)

第34次改正 令和8年5月22日  
厚生労働省発社援0522第13号

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

#### 生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について

生活保護法（昭和25年法律第144号）第70条又は第71条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例によるものとされた生活保護法第70条又は第71条の規定により、市町村又は都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）が支弁する生活保護法第19条第1項の規定により行う保護（同条第5項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第19条第1項の規定により行う支援給付に関する費用のうち、保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準については、別紙によることとされ平成20年4月1日から適用されることとなったので通知する。

なお、昭和48年5月26日厚生省社第497号本職通知「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」は廃止する。おって、昭和19年度以前の生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(別紙)

## 生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準

### 1 通則

この基準は、生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）第 10 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法施行令第 10 条第 1 項の規定により、生活保護法（以下「法」という。）第 75 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 75 条に規定する国庫負担金の交付の対象となる保護施設事務費（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）による授産施設に対して交付する施設事務費を含む。以下同じ。）及び委託事務費の支弁の基準（以下「支弁基準」という。）を定めたものであること。

### 2 用語の定義

この支弁基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める。

- (1) 「保護施設事務費」及び「委託事務費」とは、法第 70 条又は第 71 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 70 条又は第 71 条の規定により、市町村又は都道府県が支弁すべき保護施設事務費及び委託事務費（(2)に規定するものを除く。以下同じ。）であって、施設事務費支弁基準額（委託事務費支弁基準額）に各月初日の入所（委託、利用）実人員を乗じて得た額をいい、保護施設又はこれに準ずる施設の運営に必要な人件費及びその他事務の執行に伴う諸経費をいう。
- (2) 「日常生活支援委託事務費」とは、法第 70 条又は第 71 条の規定により、市町村又は都道府県が支弁すべき委託事務費のうち、日常生活支援住居施設に入所させ又は入所を委託した場合の委託事務費であって、日常生活支援委託事務費支弁基準額に委託入所延べ人数を乗じて得た額をいい、日常生活支援住居施設において提供する日常生活支援の実施に必要な人件費及びその他の諸経費をいう。
- (3) 「施設事務費支弁基準額」及び「委託事務費支弁基準額」とは、保護施設への入所（委託、利用）及びこれに準ずる施設への委託を行う場合における入所（委託、利用）者 1 人当たりの事務費月額単価であって、3 の(1)及び 4 の定めるところにより、都道府県知事（指定都市市長及び中核市市長を含む。以下同じ。）がその施設について設定した額をいう。
- (4) 「日常生活支援委託事務費支弁基準額」とは、日常生活支援住居施設への入所（委託）を行う場合における入所（委託）者一人当たりの事務費日額単価であって、5 の(1)の定めるところにより、都道府県知事がその施設について設定した額をいう。
- (5) 「取扱定員」とは、地方公共団体立の施設にあつては、条例等で定めた入所（利用）人員をいい、法人立のものにあつては、法第 41 条第 2 項の規定により、都道府県知事が認可した入所（利用）人員（社会福祉法による授産施設にあつて

- は、同法第 62 条第 1 項の規定により届出した利用人員)をいう。ただし、前年度中に新たに事業を開始した施設を除き施設事務費支弁基準額を設定しようとする年度の前年度の各月初日の入所(利用)人員の合計を 12 で除して得た月平均入所(利用)人員(小数点以下は切り捨て)が取扱定員に 1.1 を乗じて得た数を超えるとき(取扱定員が 101 人以上の施設にあっては取扱定員に 10 を加えて得た数を超えるとき)はその月平均入所(利用)人員をもって取扱定員とすること。
- (6) 「入所定員」とは、日常生活支援住居施設において、地方公共団体立のものにあっては条例等で定めた入所人員をいい、法人立の施設にあっては、法第 30 条ただし書きの規定に基づき都道府県知事が認定した入所人員をいう。

### 3 保護施設事務費

#### (1) 施設事務費支弁基準額の設定方法

都道府県知事は、毎年度当初その管轄に属する保護施設の個々についてその所在する地域区分、取扱定員により、別表(1)に示す一般事務費単価に、その施設が次の表の第 2 欄に掲げる要件に該当するとき(第 1 欄の 22 を除く)は、それぞれ同表第 3 欄に掲げる単価を加算した額をもって、その年度における施設事務費支弁基準額として設定すること(円未満切捨て)。第 1 欄の 22 については、第 2 欄に掲げる要件に該当して実施する月において、加算して施設事務費支弁基準額として設定すること。なお、保護施設通所事業事務費については、一般事務費単価とは別に計上し、民間施設給与等改善費を加算した額をもって、その年度における施設事務費支弁基準額として設定する。

ただし、これにより難しい場合は、厚生労働大臣に協議して承認を得た特別基準の額をもって施設事務費支弁基準額として設定すること。

なお、都道府県知事は、施設事務費支弁基準額を設定したときは、法第 19 条に規定する保護の実施機関及び施設の長に対し、その旨通知すること。

費目の名称 (第 1 欄)	設定の要件 (第 2 欄)	適用される単価 (第 3 欄)
1 寒冷地加算額	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和 24 年法律第 200 号)及び寒冷地手当支給規則(昭和 39 年総理府令第 33 号)に定める地域に所在する場合	別表(2) 事務費加算額表の 1 から 6 に示す加算額の合計額を当該施設の取扱定員に 12 を乗じて得た数により、除して得た額(10円未満四捨五入)を加算単価とする。
2 事務用冬期採暖費	北海道に所在する場合	

3 ボイラー 技士雇上費	「ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）」第 1 条第 1 号に規定するボイラーを設置しておりボイラー技士の免許を有する者を雇上げる場合	
4 機能回復 訓練業務委 託費	救護施設のうち「理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）」で定める理学療法士又は作業療法士が、機能回復訓練を原則として週 1 回以上行う場合	
5 降灰除去 費	活動火山対策特別措置法（昭和 48 年 7 月 24 日法律第 61 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	
6 精神科医 雇上費	救護施設及び更生施設の入所者に対する精神医学面の処遇の強化を図るため、別途定めるところにより精神科医の雇上げを必要とする施設の場合	
7 指導員加 算費	<p>1 救護施設のうち、精神障害者、知的障害者及び重度の身体障害者の現に入所している入所者に対して占める割合の高い施設であって、別途定めるところにより指導員の増員を必要とするものと認定される施設の場合</p> <p>2 宿所提供施設のうち、生活指導等を積極的に行い施設利用者の自立促進に努力している施設であって別途定めるところにより指導員の増員を必要とするものと認定される施設の場合</p> <p>3 授産施設のうち、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の利用率が高い施設であって、別途定めるところにより指導員の増員を必要とするものと認定される施設の場合</p>	<p>別表(2) 事務費加算額表の 7 指導員加算単価 ※指導員加算費については加算単価に加算配置職員数を乗じた額とする。</p>
8 看護師加 算費	救護施設のうち、精神障害者、知的障害者及び重度の身体障害者の現に入所している入所者に対して占める割合の高い施設であって、別途定めるところにより看護師の増員を必要とするものと認定される施設の場合	<p>別表(2) 事務費加算額表の 8 看護師加算単価</p>

<p>9 介護職員加算費</p>	<p>1 救護施設のうち、食事、入浴、排泄及び衣類の着脱のどれかの行為について、全部又は一部の介助を必要とする者の現に入所している入所者に対して占める割合の高い施設であって、別途定めるところにより介護職員の増員を必要とするものと認定される施設の場合</p> <p>2 1の要件を満たさない施設のうち、「精神障害」、「知的障害」及び「身体障害」の障害を有する者の現に入所している入所者の占める割合の高い施設であって、別途定めるところにより介護職員の増員を必要とするものと認定される施設の場合</p> <p>3 平成16年12月14日社援発第1214002号厚生労働省社会・援護局長通知「救護施設におけるサテライト型施設の設置運営について」に基づくサテライト型施設を設置する救護施設であって、別途定めるところにより介護職員の増員を必要とするものと認定される施設の場合</p>	<p>別表(2) 事務費加算額表の9 介護職員加算単価 ※介護職員加算費については加算単価に加算配置職員数を乗じた額とする。</p>
<p>10 精神保健福祉士加算費</p>	<p>救護施設のうち、精神障害者及び知的障害者の現に入所している入所者に対して占める割合の高い施設であって、別途定めるところにより精神保健福祉士の増員を必要とするものと認定される施設の場合</p>	<p>別表(2) 事務費加算額表の10 精神保健福祉士加算単価 ※精神保健福祉士加算費については加算単価に加算配置職員数を乗じた額とする。</p>
<p>11 保護施設通所事業事務費</p>	<p>保護施設通所事業を実施している救護施設又は更生施設であって、別途定めるところにより、事務費を必要とするものと認定された場合</p>	<p>別表(2) 事務費加算額表の11 保護施設通所事業事務費に示す単価</p>
<p>12 寝具乾燥消毒費</p>	<p>救護施設の毎年4月1日現在における被措置者につき加算</p>	<p>寝具乾燥消毒費加算単価入所者1人当たり 2,560円</p>

13 施設機能強化推進費	施設機能の充実強化を推進している施設であって別途定めるところにより施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合	当該施設にかかわる認定額を当該施設の取扱定員に12を乗じて得た数により除して得た額（10円未満四捨五入）を加算単価とする。
14 入所者処遇特別加算費	高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要とするものと認定された場合で毎年3月1日現在における被措置者につき加算	当該施設にかかわる認定額を当該施設の取扱定員で除して得た額（10円未満四捨五入）
15 単身赴任手当加算	職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要とするものと認定された場合	当該施設にかかわる認定額を当該施設の取扱定員で除して得た額（10円未満四捨五入）
16 感染症対策等体制整備費	感染症対策等に取り組む施設であって、別途定めるところにより、業務継続計画（BCP）の策定・改定、マニュアル等の策定・改定又は施設職員に対する研修の実施のために必要と認定された場合	次の額を上限とする所要額について当該施設の取扱定員に12を乗じて得た数により除して得た額（10円未満四捨五入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護施設、更生施設及び宿所提供施設にあつては150,000円</li> <li>・授産施設にあつては100,000円</li> </ul>
17 新型コロナウイルス感染症等感染拡大防止のための見守り支援費	救護施設又は更生施設であって、新型コロナウイルス感染症等の施設内感染を防止するために、別途定めるところにより、施設外での一時滞在場所の確保及び見守り支援を実施するために必要と認定された場合	次の額を上限として認定された経費を当該施設の取扱定員に感染防止見守り支援を実施した暦月を乗じて得た数により除して得た額（10円未満四捨五入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設外での一時滞在場所の確保に要する経費（日額）対象者1人当たり7,000円</li> <li>・見守り支援に要する人件費等の経費（日額）9,600円</li> </ul>

18 就労支援 加算費	入所者の地域移行に取り組む救護施設 又は更生施設であって、別途定めるところ により、就労支援加算費を必要とする ものと認定された場合	次の額を上限とする 所要額について当該施設 の取扱定員に12を 乗じて得た数により除 して得た額（10円未 満四捨五入） ・救護施設にあつては 762,000円 ・更生施設にあつては 463,000円
19 地域移行 加算費	救護施設又は更生施設であって、別途 定めるところにより、地域移行加算費を 必要とするものと認定された場合	別途定める額を上限 とする所要額について 当該施設の取扱定員に 12を乗じて得た数に より除して得た額（10 円未満四捨五入）
20 救護施設 受入機能体 制加算費	救護施設のうち、精神保健福祉士加算 費、保護施設通所事業費又は救護施設居 宅生活訓練事業の認定を受けている施設 であって、別途定めるところにより、精 神科病院、矯正施設等（以下「精神科病 院等」という。）からの退院・退所者の 積極的な受入れに向け、保護の実施機 関、精神科病院等との連携強化等の実施 のために必要と認定された場合	次の額を上限とする 所要額について当該施設 の取扱定員に12を 乗じて得た数により除 して得た額（10円未 満四捨五入） 2,664,000円
21 民間施設 給与等改善 費	地方公共団体の経営する施設以外の施設 （ただし、昭和46年7月16日社庶第 121号厚生省社会局長、児童家庭局長通 知にいう社会福祉事業団等の経営施設を 除く。）であって、別途定めるところに よる施設の場合	一般事務費単価（本 表の1～10、12～15に 示す単価が加算される 場合においては、これ らの単価を加算した 額）×別途定めるところ により決定された加 算率（10円未満四捨五 入）  ただし、加算率につ いては別に定めるところ により全部又は一部 を減ずることができる。 また、11 保護施設通 所事業事務費について は、一般事務費単価と は別に加算率を乗じる ものとする。

22 除雪費	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する民間社会福祉施設（地方公共団体の経営する施設以外の施設をいう。）の場合で毎年2月1日現在における被措置者につき加算	除雪費加算単価入所者1人当たり6,620円
--------	---	-----------------------

(2) 施設事務費支弁基準額の改正方法

当該施設の取扱定員に変更があった場合等における施設事務費支弁基準額の改定は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その事実の生じた日が月の初日であるときはその月）から(1)の方法に準じて行うこと。

(3) 保護施設事務費の支弁方法

ア 一般入所者に関する保護施設事務費

市町村又は都道府県による保護施設事務費の支弁は次の（ア）及び（イ）の算式により算定した合算額をもって、原則として毎月行うものとする。

(ア) 本人支払額のない場合

(1)により設定した施設事務費支弁基準額×その月初日の入所（委託、利用）実人員

(イ) 本人支払額のある場合

(1)により設定した施設事務費支弁基準額×その月初日の入所（委託、利用）実人員－本人支払額

ただし、新たに事業を開始した施設の場合には、事業開始後3ヶ月を経過する日の属する月まで、月の中途における入退所者にかかる保護施設事務費は、次の算式により算定した額とする。

$$(1) \text{により設定した施設事務費支弁基準額} \times \frac{\text{当該月の実入所（委託、利用）日数}}{30 \text{日又は当該月の日数}} - \text{本人支払額}$$

イ 一時入所者に関する保護施設事務費

別に定めるところにより、一月を超えない期間を定めて入所する場合の市町村又は都道府県による保護施設事務費の支弁は次の（ア）及び（イ）の算式により算定した合算額をもって、原則として退所月の翌々月までに行うものとする。

なお、この場合、当該者については、「ア 一般入所者に関する保護施設事務費」の算定からは除くものとする。

(ア) 本人支払額のない場合

(1)により設定した施設事務費支弁基準額／30日（100円未満の端数は切り捨て）×実入所（委託、利用）日数

(イ) 本人支払額のある場合

(1)により設定した施設事務費支弁基準額／30日（100円未満の端数は切り捨て）×実入所（委託、利用）日数－本人支払額

#### 4 委託事務費の支弁方法

委託事務費の支弁は、3の(3)の施設事務費の支弁方法の例に準じて行うものとする。

#### 5 日常生活支援委託事務費

##### (1) 日常生活支援委託事務費支弁基準額の設定方法

都道府県知事は、毎年度当初その管轄に属する日常生活支援住居施設の個々について、その所在する地域区分、入所定員により、別表(3)に示す一般事務費単価に、その施設が次の表の第2欄に掲げる要件に該当するときは、それぞれ同表第3欄に掲げる単価を加算した額をもって、その年度における日常生活支援委託事務費支弁基準額として設定すること（円未満切捨て）。

日常生活支援委託事務費支弁基準額を設定する際は、入所者から受領する基本サービス費（「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」（令和元年厚生労働省令34号）第16条第1項第6号に規定する基本サービス費をいう。）の金額が入所者1人当たり月額7,000円以内であることを要件とする。

なお、都道府県知事は、日常生活支援委託事務費支弁基準額を設定したときは、法第19条に規定する保護の実施機関及び施設の長に対し、その旨通知すること。

(別添)

費目の名称 (第1欄)	設定の要件 (第2欄)	適用される単価 (第3欄)
支援体制加算Ⅰ (10 : 1)	次のいずれの要件も満たすものとして、都道府県知事が認定していること。 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で入所定員を10で除して得た数以上であること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者について、全入所者に占める割合が25%以上であること。	別表(4) 事務費加算表の1 支援体制加算Ⅰの単価
支援体制加算Ⅱ (7.5 : 1)	次のいずれの要件も満たすものとして都道府県知事が認定していること。 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で入所定員を7.5で除して得た数以上であること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が50%以上であること。	別表(4) 事務費加算表の2 支援体制加算Ⅱの単価
支援体制加算Ⅲ (5 : 1)	次のいずれの要件も満たすものとして、都道府県知事が認定していること。 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で、入所定員を5で除して得た数以上であること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が50%以上であること。	別表(4) 事務費加算表の3 支援員体制加算Ⅲの単価
宿直体制加算	次のいずれの要件を満たすものとして、都道府県知事が認定していること。 1 夜間及び深夜の時間帯において、宿直等により入所者への対応ができる体制を整えていること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が50%以上であること。	別表(4) 事務費加算表の4 宿直体制加算の単価

<p>居宅移行支援 加算</p>	<p>次のいずれの要件を満たすものとして、都道府県知事が認定していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 別に定めるところにより、退所者に対し、居宅生活が安定的に継続できるよう必要な支援を行うこと。</li> <li>2 訪問による支援や随時の相談対応等が適切に実施できる体制を整えていること。</li> </ol>	<p>別表（４）事務費加算表の５</p> <p>居宅移行支援加算の単価</p>
<p>ICT活用推進 等加算</p>	<p>別に定めるところにより、ICT活用等を通じて、施設機能の充実強化を推進しているものとして、都道府県知事が認定していること。</p>	<p>別表（４）事務費加算表の６</p> <p>ICT活用推進等加算の単価</p>

(2) 日常生活支援委託事務費支弁基準額の改定及び減算の方法

ア 当該施設の入所定員に変更があった場合等における日常生活支援委託事務費支弁基準額の改定は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その事実の生じた日が月の初日であるときはその月）から(1)の方法に準じて行うこと。

イ 当該施設の職員配置について人員欠如が生じた場合における日常生活支援委託事務費の減算は、その事実が生じた月の翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、当該施設の入所者全員について、別に定める方法によって行うこと。

ウ 当該施設において、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合における日常生活支援委託事務費の減算は、その事実が生じた月から解消されるに至った月の前月まで、該当する入所者について、別に定める方法によって行うこと。

(3) 日常生活支援委託事務費の支弁方法

市町村又は都道府県による日常生活支援委託事務費の支弁は、次のア及びイの算式により算定した合算額をもって、原則として毎月行うものとする。

ア 本人支払額のない場合

(1)により設定した日常生活支援委託事務費支弁基準額×当該月の委託入所延べ人数

イ 本人支払額のある場合

(1)により設定した日常生活支援委託事務費支弁基準額×当該月の委託入所延べ人数－本人支払額

別表(1)

一般事務費単価表(月額)  
令和8年4月1日から適用

第1 救護施設													(単位:円)
取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	13/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	4/100	1/100	左記以外の地域
30人以下	323,200	313,800	311,400	309,100	306,700	304,400	302,000	299,600	294,900	292,600	285,500	278,400	276,100
31-40	278,800	270,600	268,600	266,500	264,500	262,500	260,400	258,400	254,300	252,200	246,100	240,000	238,000
41-50	233,700	226,900	225,100	223,400	221,700	220,000	218,300	216,500	213,100	211,400	206,200	201,100	199,400
51-60	220,400	213,900	212,300	210,600	209,000	207,400	205,800	204,100	200,900	199,300	194,400	189,500	187,900
61-70	209,800	203,600	202,100	200,500	199,000	197,400	195,800	194,300	191,200	189,600	185,000	180,300	178,800
71-80	199,500	193,600	192,100	190,600	189,100	187,600	186,200	184,700	181,700	180,200	175,800	171,300	169,900
81-90	193,600	187,800	186,400	184,900	183,500	182,100	180,600	179,200	176,300	174,900	170,500	166,200	164,800
91-100	189,000	183,300	181,900	180,500	179,100	177,700	176,300	174,900	172,100	170,700	166,400	162,200	160,800
101-110	180,600	175,200	173,900	172,600	171,200	169,900	168,600	167,200	164,600	163,200	159,200	155,200	153,900
111-120	181,000	175,600	174,200	172,900	171,500	170,200	168,800	167,500	164,800	163,400	159,400	155,300	154,000
121-130	178,300	173,000	171,700	170,300	169,000	167,700	166,400	165,000	162,400	161,000	157,100	153,100	151,700
131-140	175,700	170,400	169,100	167,800	166,500	165,200	163,900	162,600	159,900	158,600	154,700	150,800	149,500
141-150	177,400	172,100	170,800	169,500	168,100	166,800	165,500	164,200	161,500	160,200	156,200	152,200	150,900
151-160	179,800	174,400	173,100	171,700	170,400	169,000	167,700	166,300	163,700	162,300	158,300	154,200	152,900
161-170	173,600	168,400	167,100	165,800	164,500	163,200	161,900	160,600	158,000	156,700	152,800	148,900	147,600
171-180	172,100	167,000	165,700	164,400	163,100	161,800	160,500	159,200	156,700	155,400	151,500	147,700	146,400
181-190	174,400	169,100	167,800	166,500	165,200	163,900	162,600	161,300	158,700	157,400	153,500	149,600	148,200
191-200	169,300	164,300	163,000	161,700	160,500	159,200	157,900	156,700	154,100	152,900	149,100	145,200	144,000
201-210	170,700	165,700	164,400	163,100	161,800	160,600	159,300	158,000	155,500	154,200	150,400	146,600	145,400
211-220	172,100	167,000	165,700	164,400	163,100	161,900	160,600	159,300	156,700	155,500	151,600	147,800	146,500
221-230	169,500	164,500	163,200	161,900	160,700	159,400	158,100	156,900	154,300	153,100	149,300	145,500	144,200
231-240	168,600	163,600	162,300	161,000	159,800	158,500	157,300	156,000	153,500	152,200	148,500	144,700	143,400
241-250	167,800	162,700	161,500	160,200	159,000	157,700	156,500	155,200	152,700	151,500	147,700	143,900	142,700
251-260	166,200	161,300	160,000	158,800	157,500	156,300	155,000	153,800	151,300	150,100	146,300	142,600	141,400
261-270	165,500	160,600	159,300	158,100	156,800	155,600	154,400	153,100	150,600	149,400	145,700	142,000	140,700
271人以上	164,900	159,900	158,700	157,500	156,200	155,000	153,800	152,500	150,100	148,800	145,100	141,400	140,200

(注)

1 地域区分は、次によること。

- (1)「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49附則別表第一(附則第2条及び附則第4条関係)(以下「別表第1」という。)の級地が「20パーセント級地」とされている地域とする。
- (2)「16/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「16パーセント級地」とされている地域とする。
- (3)「15/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「15パーセント級地」とされている地域及び小金井市、東久留米市とする。
- (4)「14/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「14パーセント級地」とされている地域(東久留米市を除く。)とする。
- (5)「13/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「13パーセント級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。
- (6)「12/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「12パーセント級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、逗子市、高座郡寒川町、高石市、摂津市、松原市とする。
- (7)「11/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「11パーセント級地」とされている地域及び大阪狭山市、泉北郡忠岡町、貝塚市とする。
- (8)「10/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「10パーセント級地」とされている地域とする。
- (9)「8/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「8パーセント級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町、四街道市、白井市、大府市、東海市、知立市、愛西市、稲沢市、長岡京市、四條畷市、豊能郡能勢町、安芸郡府中町とする。
- (10)「7/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「7パーセント級地」とされている地域とする。
- (11)「4/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「4パーセント級地」とされている地域及び那珂市、稲敷市、狭山市、蕨市、八潮市、入間郡毛呂山町、大網白里市、我孫子市、夷隅郡御宿町、三重郡菟野町、蒲生郡日野町、佐用郡佐用町、生駒郡斑鳩町、大野城市、古賀市、田川郡香春町とする。
- (12)「1/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「1パーセント級地」とされている地域とする。
- (13)「左記以外の地域」とは、(1)から(12)以外の地域とする。

2 定員111人以上の施設にあっては、次の表の適用区分による医師人件費単価を加える。

3 サテライト型施設を設置している場合には、本体施設とサテライト型施設のそれぞれの定員の合計を取扱定員とする。

医師人件費単価

(単位:円)

地域区分	20/100		16/100		15/100		14/100		13/100		12/100		11/100		10/100		8/100		7/100		4/100		1/100		左記以外の地域			
取扱定員	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
111-120	11,000	3,700	10,800	3,600	10,700	3,600	10,600	3,600	10,600	3,600	10,500	3,500	10,400	3,500	10,400	3,500	10,300	3,500	10,200	3,400	10,000	3,400	9,800	3,300	9,700	3,300		
121-130	10,200	3,400	10,000	3,400	9,900	3,300	9,800	3,300	9,800	3,300	9,700	3,300	9,600	3,200	9,600	3,200	9,500	3,200	9,400	3,200	9,200	3,100	9,000	3,000	9,000	3,000		
131-140	9,500	3,200	9,200	3,100	9,200	3,100	9,100	3,100	9,100	3,100	9,000	3,000	9,000	3,000	8,900	3,000	8,800	3,000	8,700	2,900	8,600	2,900	8,400	2,800	8,300	2,800		
141-150	8,800	3,000	8,600	2,900	8,600	2,900	8,500	2,900	8,500	2,900	8,400	2,800	8,400	2,800	8,300	2,800	8,200	2,800	8,200	2,800	8,000	2,700	7,800	2,600	7,800	2,600		
151-160	8,300	2,800	8,100	2,700	8,000	2,700	8,000	2,700	7,900	2,700	7,900	2,700	7,800	2,600	7,800	2,600	7,700	2,600	7,700	2,600	7,500	2,500	7,400	2,500	7,300	2,500		
161-170	7,800	2,600	7,600	2,600	7,600	2,600	7,500	2,500	7,500	2,500	7,400	2,500	7,400	2,500	7,300	2,500	7,300	2,500	7,200	2,400	7,100	2,400	6,900	2,300	6,900	2,300		
171-180	7,400	2,500	7,200	2,400	7,200	2,400	7,100	2,400	7,100	2,400	7,000	2,400	7,000	2,400	6,900	2,300	6,900	2,300	6,800	2,300	6,700	2,300	6,500	2,200	6,500	2,200		
181-190	7,000	2,400	6,800	2,300	6,800	2,300	6,700	2,300	6,700	2,300	6,700	2,300	6,600	2,200	6,600	2,200	6,500	2,200	6,500	2,200	6,300	2,100	6,200	2,100	6,200	2,100		
191-200	6,600	2,200	6,500	2,200	6,400	2,200	6,400	2,200	6,400	2,200	6,300	2,100	6,300	2,100	6,300	2,100	6,200	2,100	6,100	2,100	6,000	2,000	5,900	2,000	5,900	2,000		
201-210	6,300	2,100	6,200	2,100	6,100	2,100	6,100	2,100	6,100	2,100	6,000	2,000	6,000	2,000	6,000	2,000	5,900	2,000	5,800	2,000	5,700	1,900	5,600	1,900	5,600	1,900		
211-220	6,000	2,000	5,900	2,000	5,900	2,000	5,800	2,000	5,800	2,000	5,800	2,000	5,700	1,900	5,700	1,900	5,600	1,900	5,600	1,900	5,500	1,900	5,400	1,800	5,300	1,800		
221-230	5,800	2,000	5,600	1,900	5,600	1,900	5,600	1,900	5,500	1,900	5,500	1,900	5,500	1,900	5,400	1,800	5,400	1,800	5,300	1,800	5,200	1,800	5,100	1,700	5,100	1,700		
231-240	5,500	1,900	5,400	1,800	5,400	1,800	5,300	1,800	5,300	1,800	5,300	1,800	5,200	1,800	5,200	1,800	5,200	1,800	5,100	1,700	5,000	1,700	4,900	1,700	4,900	1,700		
241-250	5,300	1,800	5,200	1,800	5,200	1,800	5,100	1,700	5,100	1,700	5,100	1,700	5,000	1,700	5,000	1,700	4,900	1,700	4,900	1,700	4,800	1,600	4,700	1,600	4,700	1,600		
251-260	5,100	1,700	5,000	1,700	5,000	1,700	4,900	1,700	4,900	1,700	4,900	1,700	4,800	1,600	4,800	1,600	4,800	1,600	4,700	1,600	4,600	1,600	4,500	1,500	4,500	1,500		
261-270	4,900	1,700	4,800	1,600	4,800	1,600	4,800	1,600	4,700	1,600	4,700	1,600	4,700	1,600	4,600	1,600	4,600	1,600	4,600	1,600	4,500	1,500	4,400	1,500	4,400	1,500		
271人以上	4,800	1,600	4,600	1,600	4,600	1,600	4,600	1,600	4,600	1,600	4,500	1,500	4,500	1,500	4,500	1,500	4,400	1,500	4,400	1,500	4,300	1,500	4,200	1,400	4,200	1,400		

- (注) 1 地域区分は、第1救護施設に準ずる。  
 2 常勤医師の場合、常勤医師でない場合の単価の適用区分については、別に定める場合による。

一般事務費単価表(月額)

令和8年4月1日から適用

第2 更生施設

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	13/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	4/100	1/100	左記以外の地域
30人以下	228,100	221,700	220,100	218,500	216,800	215,200	213,600	212,000	208,800	207,200	202,400	197,600	196,000
31-40	187,900	182,600	181,300	179,900	178,600	177,300	175,900	174,600	171,900	170,600	166,600	162,600	161,300
41-50	161,100	156,500	155,300	154,200	153,000	151,900	150,700	149,500	147,200	146,100	142,600	139,200	138,000
51-60	135,800	131,900	130,900	130,000	129,000	128,000	127,100	126,100	124,100	123,200	120,200	117,300	116,400
61-70	116,600	113,300	112,400	111,600	110,800	109,900	109,100	108,300	106,600	105,800	103,200	100,700	99,900
71-80	102,200	99,300	98,500	97,800	97,100	96,300	95,600	94,900	93,400	92,700	90,500	88,300	87,600
81-90	91,000	88,400	87,700	87,100	86,400	85,800	85,100	84,500	83,200	82,500	80,600	78,600	78,000
91-100	87,300	84,800	84,200	83,500	82,900	82,300	81,700	81,000	79,800	79,200	77,300	75,400	74,800
101-110	79,700	77,400	76,900	76,300	75,700	75,100	74,600	74,000	72,800	72,300	70,600	68,800	68,300
111-120	73,200	71,100	70,600	70,000	69,500	69,000	68,500	67,900	66,900	66,400	64,800	63,200	62,700
121-130	67,700	65,700	65,200	64,700	64,300	63,800	63,300	62,800	61,800	61,400	59,900	58,400	58,000
131-140	62,900	61,100	60,700	60,200	59,800	59,300	58,900	58,400	57,500	57,100	55,700	54,400	53,900
141-150	63,300	61,600	61,100	60,700	60,200	59,800	59,300	58,900	58,000	57,500	56,200	54,800	54,400
151-160	64,800	63,000	62,500	62,000	61,600	61,100	60,600	60,200	59,200	58,800	57,400	56,000	55,500
161-170	61,100	59,300	58,900	58,500	58,000	57,600	57,100	56,700	55,800	55,400	54,100	52,800	52,300
171-180	59,900	58,200	57,800	57,300	56,900	56,400	56,000	55,600	54,700	54,300	53,000	51,700	51,200
181-190	56,800	55,200	54,800	54,400	54,000	53,500	53,100	52,700	51,900	51,500	50,200	49,000	48,600
191-200	57,200	55,600	55,200	54,700	54,300	53,900	53,500	53,100	52,200	51,800	50,600	49,300	48,900
201-210	55,300	53,700	53,300	52,900	52,500	52,100	51,700	51,300	50,500	50,100	48,900	47,800	47,400
211-220	55,800	54,200	53,800	53,400	53,000	52,600	52,200	51,800	51,000	50,600	49,400	48,200	47,800
221-230	55,800	54,200	53,800	53,400	53,000	52,600	52,200	51,700	50,900	50,500	49,300	48,100	47,700
231-240	55,200	53,500	53,100	52,700	52,300	51,900	51,500	51,100	50,300	49,900	48,700	47,500	47,100
241-250	53,000	51,400	51,100	50,700	50,300	49,900	49,500	49,100	48,300	47,900	46,800	45,600	45,200
251-260	53,400	51,900	51,500	51,100	50,700	50,300	49,900	49,500	48,700	48,300	47,200	46,000	45,600
261-270	54,000	52,400	52,000	51,600	51,200	50,800	50,400	50,000	49,200	48,800	47,600	46,400	46,000
271人以上	52,100	50,600	50,200	49,800	49,400	49,000	48,600	48,300	47,500	47,100	46,000	44,800	44,400

(注) 地域区分は、第1救護施設に準ずる。

一般事務費単価表(月額)

令和8年4月1日から適用

第3 宿所提供施設

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	13/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	4/100	1/100	左記以外の地域
30人以下	65,900	64,000	63,500	63,100	62,600	62,100	61,700	61,200	60,300	59,800	58,400	57,000	56,500
31-40	49,500	48,100	47,700	47,400	47,000	46,700	46,300	46,000	45,300	44,900	43,900	42,800	42,500
41-50	39,700	38,600	38,300	38,000	37,700	37,400	37,200	36,900	36,300	36,000	35,200	34,300	34,100
51-60	33,100	32,200	32,000	31,700	31,500	31,300	31,000	30,800	30,300	30,100	29,400	28,700	28,500
61-70	28,400	27,600	27,400	27,200	27,000	26,800	26,600	26,400	26,000	25,800	25,200	24,600	24,400
71-80	24,900	24,200	24,100	23,900	23,700	23,500	23,400	23,200	22,800	22,700	22,100	21,600	21,400
81-90	22,200	21,600	21,400	21,300	21,100	21,000	20,800	20,700	20,300	20,200	19,700	19,300	19,100
91-100	20,000	19,500	19,300	19,200	19,000	18,900	18,800	18,600	18,300	18,200	17,800	17,400	17,200
101-110	18,200	17,700	17,600	17,500	17,300	17,200	17,100	17,000	16,700	16,600	16,200	15,800	15,700
111-120	16,800	16,300	16,200	16,100	15,900	15,800	15,700	15,600	15,300	15,200	14,900	14,500	14,400
121-130	15,500	15,100	15,000	14,800	14,700	14,600	14,500	14,400	14,200	14,100	13,800	13,400	13,300
131-140	14,400	14,000	13,900	13,800	13,700	13,600	13,500	13,400	13,200	13,100	12,800	12,500	12,400
141-150	13,500	13,100	13,000	12,900	12,800	12,700	12,600	12,500	12,400	12,300	12,000	11,700	11,600
151-160	12,700	12,300	12,200	12,100	12,000	12,000	11,900	11,800	11,600	11,500	11,300	11,000	10,900
161-170	11,900	11,600	11,500	11,400	11,400	11,300	11,200	11,100	10,900	10,900	10,600	10,400	10,300
171-180	11,300	11,000	10,900	10,800	10,700	10,700	10,600	10,500	10,400	10,300	10,000	9,800	9,700
181-190	10,700	10,400	10,300	10,300	10,200	10,100	10,100	10,000	9,800	9,800	9,500	9,300	9,200
191-200	10,200	9,900	9,900	9,800	9,700	9,600	9,600	9,500	9,400	9,300	9,100	8,900	8,800
201-210	12,300	11,900	11,800	11,700	11,700	11,600	11,500	11,400	11,200	11,100	10,900	10,600	10,500
211人以上	11,700	11,400	11,300	11,200	11,100	11,100	11,000	10,900	10,700	10,600	10,400	10,100	10,100

(注) 地域区分は、第1救護施設に準ずる。

一般事務費単価表(月額)

令和8年4月1日から適用

第4 授産施設

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	13/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	4/100	1/100	左記以外の地域
20人以下	107,300	104,100	103,400	102,600	101,800	101,000	100,200	99,400	97,900	97,100	94,700	92,400	91,600
21-30	101,800	98,500	97,700	96,900	96,100	95,300	94,500	93,700	92,000	91,200	88,800	86,400	85,600
31-40	76,500	74,000	73,400	72,800	72,200	71,600	71,000	70,400	69,200	68,600	66,700	64,900	64,300
41-50	74,600	72,200	71,600	71,000	70,500	69,900	69,300	68,700	67,500	66,900	65,100	63,400	62,800
51-60	74,500	72,200	71,600	71,000	70,400	69,800	69,200	68,700	67,500	66,900	65,100	63,400	62,800
61-70	71,200	69,000	68,400	67,800	67,300	66,700	66,200	65,600	64,500	63,900	62,200	60,500	60,000
71-80	68,700	66,600	66,000	65,500	64,900	64,400	63,800	63,300	62,200	61,700	60,000	58,400	57,800
81-90	68,400	66,200	65,700	65,100	64,600	64,100	63,500	63,000	61,900	61,300	59,700	58,100	57,500
91人以上	61,600	59,700	59,200	58,700	58,200	57,700	57,200	56,700	55,800	55,300	53,800	52,300	51,900
家庭授産	7,400	7,200	7,100	7,000	7,000	6,900	6,900	6,800	6,700	6,700	6,500	6,300	6,300

(注) 地域区分は、第1 救護施設に準ずる。

別表(2)

事務費加算表

1 寒冷地加算額

当該施設の取扱定員に支給地域の区分ごとに次の額を乗じて得た額

施設種別	1級地	2級地	3級地	4級地
救護	円 25,440	円 22,680	円 22,440	円 17,880
更生	12,120	10,920	10,680	8,520
宿提	3,840	3,360	3,360	2,640
授産	12,000	10,800	10,680	8,520

注：表中の1級地から4級地は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第一条第一号及び第二号に定める地域とする。

2 事務用冬期採暖費加算額

1施設当たり年額 取扱定員×2,310円

3 ボイラー技士雇上費加算額

1施設当たり年額 2,657,700円

4 機能回復訓練業務委託費加算額

1施設当たり年額 338,620円

5 降灰除去費

1施設当たり年額 175,560円

6 精神科医雇上費加算額

(1) 救護施設

加算回数	月1回	月3回	月4回	月5回	月6回	月7回
1施設当たり加算年額	円 179,120	円 537,360	円 716,480	円 895,600	円 1,074,720	円 1,253,840

(2) 更生施設

1施設当たり年額 358,240円

7 指導員加算（入所者（利用者）1人当たり月額）

ア 救護施設

令和8年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	13/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	4/100	1/100	左記以外の地域
50人以下	13,600	13,200	13,100	13,000	12,900	12,800	12,700	12,600	12,300	12,200	11,900	11,600	11,500
51-60	11,400	11,000	10,900	10,800	10,700	10,600	10,600	10,500	10,300	10,200	9,900	9,700	9,600
61-70	9,700	9,400	9,400	9,300	9,200	9,100	9,100	9,000	8,800	8,800	8,500	8,300	8,200
71-80	8,500	8,300	8,200	8,100	8,100	8,000	7,900	7,900	7,700	7,700	7,500	7,300	7,200
81-90	7,600	7,400	7,300	7,300	7,200	7,200	7,100	7,000	6,900	6,900	6,700	6,500	6,500
91-100	6,900	6,700	6,600	6,600	6,500	6,500	6,400	6,300	6,200	6,200	6,000	5,900	5,800
101-110	6,300	6,100	6,000	6,000	5,900	5,900	5,800	5,800	5,600	5,600	5,500	5,300	5,300
111-120	5,700	5,500	5,500	5,400	5,400	5,300	5,300	5,300	5,100	5,100	5,000	4,900	4,800
121-130	5,300	5,100	5,100	5,100	5,000	5,000	4,900	4,900	4,800	4,800	4,700	4,500	4,500
131-140	4,900	4,800	4,700	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500	4,400	4,400	4,300	4,200	4,200
141-150	4,600	4,500	4,400	4,400	4,400	4,300	4,300	4,200	4,100	4,100	4,000	3,900	3,900
151-160	4,300	4,200	4,200	4,100	4,100	4,100	4,000	4,000	3,900	3,900	3,800	3,700	3,700
161-170	4,100	3,900	3,900	3,900	3,800	3,800	3,800	3,800	3,700	3,700	3,600	3,500	3,400
171-180	3,800	3,700	3,700	3,700	3,600	3,600	3,600	3,500	3,500	3,500	3,400	3,300	3,300
181-190	3,600	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400	3,400	3,400	3,300	3,300	3,200	3,100	3,100
191-200	3,500	3,400	3,300	3,300	3,300	3,300	3,200	3,200	3,100	3,100	3,000	3,000	2,900
201-210	3,300	3,200	3,200	3,200	3,100	3,100	3,100	3,000	3,000	3,000	2,900	2,800	2,800
211-220	3,200	3,100	3,000	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900	2,800	2,800	2,800	2,700	2,700
221-230	3,000	2,900	2,900	2,900	2,900	2,800	2,800	2,800	2,700	2,700	2,600	2,600	2,600
231-240	2,900	2,800	2,800	2,800	2,700	2,700	2,700	2,700	2,600	2,600	2,500	2,500	2,500
241-250	2,800	2,700	2,700	2,700	2,600	2,600	2,600	2,600	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400
251-260	2,700	2,600	2,600	2,600	2,500	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300	2,300	2,300
261-270	2,600	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200
271人以上	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100

(注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

イ 宿所提供施設

令和8年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	13/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	4/100	1/100	左記以外の地域
50人以下	13,400	13,000	12,900	12,800	12,700	12,600	12,500	12,400	12,200	12,100	11,700	11,400	11,300
51-60	11,200	10,800	10,700	10,700	10,600	10,500	10,400	10,300	10,100	10,100	9,800	9,500	9,400
61-70	9,600	9,300	9,200	9,100	9,100	9,000	8,900	8,800	8,700	8,600	8,400	8,200	8,100
71-80	8,400	8,100	8,100	8,000	7,900	7,900	7,800	7,700	7,600	7,600	7,400	7,200	7,100
81-90	7,500	7,200	7,200	7,100	7,100	7,000	6,900	6,900	6,800	6,700	6,500	6,400	6,300
91-100	6,700	6,500	6,500	6,400	6,400	6,300	6,300	6,200	6,100	6,100	5,900	5,700	5,700
101-110	6,100	5,900	5,900	5,800	5,800	5,700	5,700	5,600	5,600	5,500	5,400	5,200	5,200
111-120	5,600	5,400	5,400	5,400	5,300	5,300	5,200	5,200	5,100	5,100	4,900	4,800	4,700
121-130	5,200	5,000	5,000	4,900	4,900	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700	4,500	4,400	4,400
131-140	4,800	4,700	4,600	4,600	4,600	4,500	4,500	4,400	4,400	4,300	4,200	4,100	4,100
141-150	4,500	4,400	4,300	4,300	4,300	4,200	4,200	4,200	4,100	4,100	3,900	3,800	3,800
151-160	4,200	4,100	4,100	4,000	4,000	4,000	3,900	3,900	3,800	3,800	3,700	3,600	3,600
161-170	4,000	3,900	3,800	3,800	3,800	3,700	3,700	3,700	3,600	3,600	3,500	3,400	3,400
171-180	3,800	3,600	3,600	3,600	3,600	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400	3,300	3,200	3,200
181-190	3,600	3,500	3,400	3,400	3,400	3,300	3,300	3,300	3,200	3,200	3,100	3,000	3,000
191-200	3,400	3,300	3,300	3,200	3,200	3,200	3,200	3,100	3,100	3,100	3,000	2,900	2,900
201-210	3,200	3,100	3,100	3,100	3,100	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900	2,800	2,800	2,700
211人以上	3,100	3,000	3,000	2,900	2,900	2,900	2,900	2,800	2,800	2,800	2,700	2,600	2,600

(注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

ウ 授産施設（その1 常勤職員を配置した場合）

令和8年4月1日から適用													
(単位:円)													
取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	13/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	4/100	1/100	左記以外の地域
20人以下	33,300	32,200	32,000	31,700	31,500	31,200	31,000	30,700	30,200	29,900	29,100	28,400	28,100
21-30	22,200	21,500	21,300	21,200	21,000	20,800	20,700	20,500	20,100	20,000	19,400	18,900	18,800
31-40	16,700	16,100	16,000	15,900	15,800	15,600	15,500	15,400	15,100	15,000	14,600	14,200	14,100
41-50	13,300	12,900	12,800	12,700	12,600	12,500	12,400	12,300	12,100	12,000	11,700	11,400	11,300
51-60	11,100	10,800	10,700	10,600	10,500	10,400	10,400	10,300	10,100	10,000	9,700	9,500	9,400
61-70	9,500	9,200	9,200	9,100	9,000	9,000	8,900	8,800	8,700	8,600	8,400	8,100	8,100
71-80	8,400	8,100	8,000	8,000	7,900	7,800	7,800	7,700	7,600	7,500	7,300	7,100	7,100
81-90	7,400	7,200	7,100	7,100	7,000	7,000	6,900	6,900	6,700	6,700	6,500	6,300	6,300
91人以上	6,700	6,500	6,400	6,400	6,300	6,300	6,200	6,200	6,100	6,000	5,900	5,700	5,700

(注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

授産施設（その2 常勤職員と非常勤職員を配置した場合）

令和8年4月1日から適用													
(単位:円)													
取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	13/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	4/100	1/100	左記以外の地域
20人以下	42,300	41,200	41,000	40,700	40,500	40,200	40,000	39,700	39,200	38,900	38,100	37,400	37,100
21-30	28,200	27,500	27,300	27,200	27,000	26,800	26,700	26,500	26,100	26,000	25,400	24,900	24,800
31-40	21,200	20,600	20,500	20,400	20,300	20,100	20,000	19,900	19,600	19,500	19,100	18,700	18,600
41-50	16,900	16,500	16,400	16,300	16,200	16,100	16,000	15,900	15,700	15,600	15,300	15,000	14,900
51-60	14,100	13,800	13,700	13,600	13,500	13,400	13,400	13,300	13,100	13,000	12,700	12,500	12,400
61-70	12,000	11,700	11,700	11,600	11,500	11,500	11,400	11,300	11,200	11,100	10,900	10,600	10,600
71-80	10,600	10,300	10,200	10,200	10,100	10,000	10,000	9,900	9,800	9,700	9,500	9,300	9,300
81-90	9,400	9,200	9,100	9,100	9,000	9,000	8,900	8,900	8,700	8,700	8,500	8,300	8,300
91人以上	8,500	8,300	8,200	8,200	8,100	8,100	8,000	8,000	7,900	7,800	7,700	7,500	7,500

(注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

8 看護師加算（入所者（利用者）1人当たり月額）

救護施設

令和8年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	13/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	4/100	1/100	左記以外の地域
50人以下	13,400	13,000	12,900	12,800	12,700	12,600	12,500	12,400	12,200	12,100	11,800	11,400	11,300
51-60	11,200	10,900	10,800	10,700	10,600	10,500	10,400	10,300	10,200	10,100	9,800	9,500	9,500
61-70	9,600	9,300	9,200	9,200	9,100	9,000	8,900	8,900	8,700	8,600	8,400	8,200	8,100
71-80	8,400	8,200	8,100	8,000	8,000	7,900	7,800	7,800	7,600	7,600	7,400	7,200	7,100
81-90	7,500	7,300	7,200	7,100	7,100	7,000	7,000	6,900	6,800	6,700	6,600	6,400	6,300
91-100	6,700	6,500	6,500	6,400	6,400	6,300	6,300	6,200	6,100	6,100	5,900	5,800	5,700
101-110	6,100	5,900	5,900	5,900	5,800	5,800	5,700	5,700	5,600	5,500	5,400	5,200	5,200
111-120	5,600	5,500	5,400	5,400	5,300	5,300	5,200	5,200	5,100	5,100	4,900	4,800	4,800
121-130	5,200	5,000	5,000	5,000	4,900	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700	4,600	4,400	4,400
131-140	4,800	4,700	4,600	4,600	4,600	4,500	4,500	4,500	4,400	4,300	4,200	4,100	4,100
141-150	4,500	4,400	4,300	4,300	4,300	4,200	4,200	4,200	4,100	4,100	4,000	3,900	3,800
151-160	4,200	4,100	4,100	4,000	4,000	4,000	3,900	3,900	3,800	3,800	3,700	3,600	3,600
161-170	4,000	3,900	3,800	3,800	3,800	3,700	3,700	3,700	3,600	3,600	3,500	3,400	3,400
171-180	3,800	3,700	3,600	3,600	3,600	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400	3,300	3,200	3,200

(注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

9 介護職員加算（入所者（利用者）1人当たり月額）  
救護施設

令和8年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	13/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	4/100	1/100	左記以外の地域
50人以下	14,000	13,600	13,500	13,400	13,300	13,200	13,100	12,900	12,700	12,600	12,300	12,000	11,800
51-60	11,700	11,300	11,200	11,200	11,100	11,000	10,900	10,800	10,600	10,500	10,200	10,000	9,900
61-70	10,100	9,700	9,700	9,600	9,500	9,400	9,300	9,300	9,100	9,000	8,800	8,600	8,500
71-80	8,800	8,500	8,500	8,400	8,300	8,300	8,200	8,100	8,000	7,900	7,700	7,500	7,400
81-90	7,900	7,600	7,600	7,500	7,400	7,400	7,300	7,300	7,100	7,100	6,900	6,700	6,700
91-100	7,100	6,900	6,800	6,800	6,700	6,700	6,600	6,500	6,400	6,400	6,200	6,100	6,000
101-110	6,500	6,300	6,200	6,200	6,100	6,100	6,000	6,000	5,900	5,800	5,700	5,500	5,500
111-120	5,900	5,700	5,700	5,600	5,600	5,600	5,500	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100	5,000
121-130	5,500	5,300	5,300	5,200	5,200	5,100	5,100	5,000	5,000	4,900	4,800	4,700	4,600
131-140	5,100	4,900	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500	4,300	4,300
141-150	4,700	4,600	4,600	4,500	4,500	4,500	4,400	4,400	4,300	4,300	4,200	4,100	4,000
151-160	4,500	4,300	4,300	4,200	4,200	4,200	4,100	4,100	4,000	4,000	3,900	3,800	3,800
161-170	4,200	4,100	4,000	4,000	4,000	3,900	3,900	3,900	3,800	3,800	3,700	3,600	3,500
171-180	4,000	3,800	3,800	3,800	3,700	3,700	3,700	3,700	3,600	3,600	3,500	3,400	3,400
181-190	3,800	3,600	3,600	3,600	3,600	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400	3,300	3,200	3,200
191-200	3,600	3,500	3,400	3,400	3,400	3,400	3,300	3,300	3,200	3,200	3,100	3,000	3,000
201-210	3,400	3,300	3,300	3,200	3,200	3,200	3,200	3,100	3,100	3,100	3,000	2,900	2,900
211-220	3,300	3,200	3,100	3,100	3,100	3,100	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900	2,800	2,800
221-230	3,100	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900	2,900	2,900	2,800	2,800	2,700	2,700	2,600
231-240	3,000	2,900	2,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,700	2,700	2,600	2,500	2,500
241-250	2,900	2,800	2,800	2,700	2,700	2,700	2,700	2,600	2,600	2,600	2,500	2,400	2,400
251-260	2,800	2,700	2,700	2,600	2,600	2,600	2,600	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300
261-270	2,700	2,600	2,600	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300	2,300	2,300
271人以上	2,600	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200

(注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

10 精神保健福祉士加算（入所者（利用者）1人当たり月額）

救護施設

令和8年4月1日から適用													
													(単位:円)
取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	13/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	4/100	1/100	左記以外の地域
50人以下	13,700	13,300	13,200	13,100	13,000	12,900	12,800	12,700	12,500	12,300	12,000	11,700	11,600
51-60	11,500	11,100	11,000	10,900	10,800	10,700	10,700	10,600	10,400	10,300	10,000	9,800	9,700
61-70	9,800	9,500	9,400	9,400	9,300	9,200	9,100	9,100	8,900	8,800	8,600	8,400	8,300
71-80	8,600	8,300	8,300	8,200	8,100	8,100	8,000	7,900	7,800	7,700	7,500	7,300	7,300
81-90	7,700	7,500	7,400	7,400	7,300	7,200	7,200	7,100	7,000	6,900	6,800	6,600	6,500
91-100	6,900	6,700	6,700	6,600	6,600	6,500	6,500	6,400	6,300	6,200	6,100	5,900	5,900
101-110	6,300	6,100	6,100	6,000	6,000	5,900	5,900	5,800	5,700	5,700	5,500	5,400	5,300
111-120	5,800	5,600	5,500	5,500	5,400	5,400	5,400	5,300	4,900	5,200	5,000	4,900	4,900
121-130	5,400	5,200	5,100	5,100	5,100	5,000	5,000	4,900	4,900	4,800	4,700	4,600	4,500
131-140	5,000	4,800	4,800	4,700	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500	4,500	4,400	4,200	4,200
141-150	4,600	4,500	4,500	4,400	4,400	4,400	4,300	4,300	4,200	4,200	4,100	4,000	3,900
151-160	4,400	4,200	4,200	4,200	4,100	4,100	4,100	4,000	4,000	3,900	3,800	3,700	3,700
161-170	4,100	4,000	3,900	3,900	3,900	3,900	3,800	3,800	3,700	3,700	3,600	3,500	3,500
171-180	3,900	3,800	3,700	3,700	3,700	3,600	3,600	3,600	3,500	3,500	3,400	3,300	3,300
181-190	3,700	3,600	3,500	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400	3,300	3,300	3,200	3,100	3,100
191-200	3,500	3,400	3,400	3,300	3,300	3,300	3,300	3,200	3,200	3,100	3,100	3,000	3,000
201-210	3,300	3,200	3,200	3,200	3,200	3,100	3,100	3,100	3,000	3,000	2,900	2,800	2,800
211-220	3,200	3,100	3,100	3,000	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900	2,900	2,800	2,700	2,700
221-230	3,000	3,000	2,900	2,900	2,900	2,900	2,800	2,800	2,800	2,700	2,700	2,600	2,600
231-240	2,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,700	2,700	2,700	2,700	2,600	2,600	2,500	2,500
241-250	2,800	2,700	2,700	2,700	2,700	2,600	2,600	2,600	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400
251-260	2,700	2,600	2,600	2,600	2,600	2,500	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300	2,300
261-270	2,600	2,500	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,300	2,300	2,200	2,200
271人以上	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,300	2,300	2,300	2,300	2,200	2,100	2,100

(注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

11 保護施設通所事業単価（入所者（利用者）1人当たり月額）

ア 通所訓練

令和8年4月1日から適用													
													(単位：円)
取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	13/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	4/100	1/100	左記以外の地域
救護施設	146,800	142,500	141,400	140,300	139,200	138,100	137,100	136,000	133,800	132,700	129,500	126,300	125,200
更生施設	141,500	137,300	136,300	135,300	134,300	133,200	132,200	131,200	129,100	128,100	125,000	121,900	120,800

(注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

イ 訪問指導

令和8年4月1日から適用	
	(単位：円)
利用者1人当たり月額	23,400

## 別表(3)

## 日常生活支援住居施設 一般事務費単価表(日額)

(単位:円)

入所定員	20/100	16/100	15/100	14/100	13/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	4/100	1/100	左記以外の地域
15人以下	1,120	1,070	1,060	1,050	1,040	1,030	1,020	1,010	990	980	940	910	900
16-20	1,080	1,040	1,030	1,020	1,010	1,000	990	980	950	940	910	880	870
21-30	1,020	980	970	960	950	940	930	920	900	890	870	840	830
31-40	970	930	920	910	900	890	880	880	860	850	820	790	780
41-50	950	910	900	900	890	880	870	860	840	830	800	780	770
51-60	940	900	890	880	880	870	860	850	830	820	790	770	760
61-70	920	890	880	870	860	850	840	840	820	810	780	750	740
71-80	920	880	880	870	860	850	840	830	810	800	780	750	740
81人以上	920	880	870	860	860	850	840	830	810	800	770	750	740

(注)

- 1 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。
- 2 次のいずれかに該当する場合に、一般事務費単価表の額にそれぞれに掲げる割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 日常生活支援住居施設において置くべき生活支援員の員数を満たしていない場合 100分の70 (生活支援員の員数を満たしていない状態が3月以上継続している場合は、100分の50)
  - (2) 個別支援計画の策定が行われていない場合 100分の70 (個別支援計画が策定されていない状態が3月以上継続している場合は、100分の50)
- 3 日常生活支援委託事務費の算定については、当該施設において利用者から受領する基本サービス費の金額が1人あたり月額7,000円以内であることを要件とする。

別表（４）

1 支援体制加算Ⅰ 入所者1人あたり日額

(単位:円)

	20/100	16/100	15/100	14/100	13/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	4/100	1/100	左記以外の地域
10:1	530	510	510	500	500	490	490	490	480	470	460	450	440

2 支援体制加算Ⅱ 入所者1人あたり日額

(単位:円)

	20/100	16/100	15/100	14/100	13/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	4/100	1/100	左記以外の地域
7.5:1	1,060	1,020	1,010	1,010	1,000	990	980	970	950	940	920	890	880

3 支援体制加算Ⅲ 入所者1人あたり日額

(単位:円)

	20/100	16/100	15/100	14/100	13/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	4/100	1/100	左記以外の地域
5:1	2,120	2,050	2,030	2,010	1,990	1,970	1,960	1,940	1,900	1,880	1,830	1,780	1,760

4 宿直体制加算 入所者1人あたり日額

(単位:円)

入所定員	20/100	16/100	15/100	14/100	13/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	4/100	1/100	左記以外の地域
10人以下	710	680	680	670	670	660	650	650	640	630	610	600	590
11-15	470	450	450	440	440	440	430	430	420	420	410	390	390
16-20	360	350	350	340	340	340	330	330	320	320	310	300	300
21-25	290	280	280	270	270	270	270	260	260	260	250	240	240
26-30	240	230	230	230	230	220	220	220	220	210	210	200	200

(注) 地域区分は、別表（１）の第1 救護施設の区分に準ずる。

5 居宅移行支援加算 対象者1人当たり月額 15,170円

6 (別紙) 生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準 3- (1) の第1 3 施設機能強化推進費に準ずる。